

「消費税 課税事業者 指導会」開催のお知らせ

忘れていませんか？ ご自身が消費税の課税事業者であることを…

消費税は課税売上が1,000万円を超えた翌々年から申告義務が発生します。

例えば平成26年分の課税売上が1,100万円だった場合、平成28年は課税事業者となります。仮に平成28年分の課税売上が730万円であっても申告・納税の義務があります。

もし、ご自身が課税事業者であることを理解していないで、平成28年分の消費税の申告をせずに、税務署の指摘により期限後に申告した場合は本税の他に無申告加算税、延滞金などが加算される場合があります、負担が増えてしまいます。

また平成28年分申告より、簡易課税制度のみなし仕入率が改正され、金融業及び保険業が60%（第4種）から50%（第5種）へ、不動産業が50%（第5種）から40%（第6種）へ変更となります。（経過措置適用者は平成29年分申告より）



本指導会では、過年分の決算書など下記の書類をお持ちいただければ、一般課税と簡易課税制度選択時の税額の見積計算も行います。

平成29年から課税事業者になる方で、簡易課税制度を選択する場合には、今年中に「簡易課税制度選択届出書」を提出する必要がありますので、ご注意ください。

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
課税売上高 5000万円以下	「簡易課税制度選択届出書」提出	「簡易課税制度」適用開始（2年間継続）	

(注) 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その年の前年の1月1日から6月30日までの期間）における課税売上高及び給与等支払額の合計額が1,000万円を超える場合、当課税期間は課税事業者となります。

～ 開催日時 ～

月 日	時 間	会 場	所在地
11月28日（月）	9：00時～15：00時 但し、12:00時～13:00時は 休憩とさせていただきます。	大和青色申告会事務局	大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚壺番館1F
11月29日（火）			

※ 上記のうち都合の良い日時にご出席ください

- ◆ 申込方法 予約不要
- ◆ 参加費 無料
- ◆ 持ち物 平成26及び27年分 青色申告決算書・収支内訳書、
計算用具、筆記用具、諸帳簿、印鑑

＝ お問い合わせ



一般社団法人 大和青色申告会

大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚壺番館1F

TEL 046-262-5111 FAX 046-262-5113

大和青色申告会ホームページ QRコード

